

emuco 会員規約(2021年5月改訂)

同意を得た上で収集します。

emuco (電子マネー機能付きポイントカード) 会員規約

emuco とは、emuco 会員がポイント・電子マネーを管理及び利用するためのカードで、本規約に記載されている emuco マークを付けたカードです。

本規約は、株式会社エムジー (以下「当社」という) が発行する emuco 全般に関して規定するものであり、emuco に付随するポイントサービスに関する規約は emuco ポイントサービス利用規約、電子マネーサービスに関する規約は emuco 電子マネーサービス利用規約が適用されます。

第1条 (会員の資格等)

- (1) emuco 会員とは、本会員規約を承認の上入会申請を行い、当社が認めて emuco の発行を受けた個人をいいます。
- (2) emuco のご利用は emuco 会員ご本人に限ります。他人への貸与や譲渡はできません。
- (3) 満16歳以上の方ならどなたでも入会できます。

第2条 (お申し込み方法)

- (1) 入会申込書に必要事項を記入していただきます。
- (2) 入会申込書に記入が無い項目がある、または内容に不備がある場合等は、特典が受けられないことがあります。
- (3) emuco 会員は emuco の発行 (再発行) に伴い、発行手数料として金100円 (税込) 支払うものとします。入会金・年会費は無料です。
- (4) 当社は理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返しできません。
- (5) emuco は発行当日よりご利用いただけます。店頭にてお申し付けください。

第3条 (emuco の利用)

- (1) emuco 会員は、本規約に記載されている「emuco マーク」のある emuco 取扱店において、ポイントサービス及び emuco に入金されたご利用可能残高の範囲内で、emuco を代金のお支払いにご利用いただけます。
- (2) emuco を利用できる emuco 取扱店は予告なく変更することがあります。

第4条 (届出事項の変更)

- (1) emuco 会員は、入会時に当社に届け出た氏名、郵便番号、ご住所、お電話番号等に変更があった場合、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。
- (2) emuco 会員が届出事項の変更手続きを行なわなかった場合、emuco 会員の特典やサービス等を受けられないことがあります。また変更手続きを行わず、本人確認ができない場合は、再発行時にポイントや電子マネーの残高を新しい emuco へ移行できない、emuco の紛失や盗難時に emuco の利用停止措置が行えない場合があります。

第3条 (個人情報の利用)

emuco 会員の個人情報は、emuco における各種サービスを提供する目的のために利用する他、次の目的のために使うことがあります。

- (1) お問い合わせへの回答及び emuco を含む取得物のご連絡。
- (2) ご同意いただいた emuco 会員へ、特典・商品・サービス等のご案内をすることがあります。
- (3) ご同意いただいた emuco 会員へ、emuco 利用等に関するアンケートのご案内、emuco サービス利用動向調査、市場調査、商品開発等で統計資料を作成することがあります。
- (4) システム全体の安全性の確保及び不適切な利用を防止する目的で、emuco 利用状況に関して調査及び情報収集を行う場合があります。
- (5) 国の機関または地方公共団体の法令の定める業務を遂行することに協力する場合があります。

第4条 (第三者への提供)

emuco 会員の個人情報は、第三者に提供いたしません。但し第3条 (個人情報の利用) に定める、目的達成に必要な範囲内で、当社が業務を円滑に行うために当社が指定する委託先に対して提供する場合があります。また、法令に基づく開示等正当な理由がある場合には開示することがあります。

第5条 (委託先への開示)

当社が情報を開示、または提供する委託先に対しては、個人情報の管理を契約によって義務づけ、適切な管理を実施します。

第6条 (個人情報の管理)

当社は個人情報を適切かつ安全に管理します。当社の管理するシステムに格納された情報については、合理的な安全管理措置、及び従業員に対する教育訓練の実施により、情報の紛失、改ざん、漏洩等の防止に努めます。

第7条 (反社会的勢力の排除)

- (1) emuco 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) 当社は、emuco 会員が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、利用を停止することができ、当該残高は失効するものとします。また当社はこれにより被った損失、損害、費用等の損害賠償を請求できるものとします。

第8条 (合意管轄裁判所)

emuco 会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

emuco ポイントサービス利用規約

第1条 (目的)

本規約は emuco に付帯する「ポイントサービス」について規定するものであり、emuco 会員は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条 (ご利用及びポイント付与)

- (1) お買物の際、emuco をレジご精算前にご提示ください。emuco の提示がない場合及び、精算後に emuco を提示された場合、ポイントは付与されません。
- (2) お買上げ金額 200 円 (税抜) + 税 毎に1ポイント付与いたします。
- (3) 200 円 (税抜) + 税 未満の金額については切り捨てとなり、次回のお買物に繰り越すことはできません。
- (4) 各種ギフト券、商品券、ハガキ、切手、たばこ、店頭販売、京都

プライバシーポリシー 個人情報の取り扱いに対する方針

当社は、お客様からお預かりする個人情報の大切さを認識し、その保護に努めることは社会的義務であると考えています。当社を安心してご利用いただけるように、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、適切に管理・利用させていただくために最大限の努力をいたします。

第1条 (個人情報の定義)

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、氏名、郵便番号、住所、電話番号、生年月日、性別等、特定の個人を識別することができる情報及び emuco 会員固有の情報をいいます。

第2条 (個人情報の取得)

emuco 会員における個人情報の取得にあたっては、利用目的を明示し

市指定ごみ袋の購入等は、一部ポイント付与対象外商品がございますので、店頭にてご確認ください。

(5)-1 貯まったポイントは、1ポイントから上限 399 ポイントまで、1ポイント 1円(税込)相当としてエムジー全店にてお使いいただけます。また、400ポイントまで貯まると、レジにて「400円引券」が自動発行され、エムジー全店にて 400円(税込)相当のお買物券として利用することができます。お買物券として利用する際の有効期限は、発行日から 1か月以内とし、釣銭は出ません。なお、一部の商品等の代金お支払いにおいては、ポイントおよび「400円引券」を使用することはできません。(ポイントを利用した支払分については、ポイントは付与されません。)

(5)-2 「400円引券」は、グリーンスタンプカタログ商品との交換にて、グリーンスタンプギフト券 1枚分としてもご利用いただけます。カタログ商品との交換に利用する際の有効期限は、発行日から 1年間とします。なお、「400円引券」を有償譲渡、不正取得など妥当でない方法により取得された場合、利用をお断りすることもございます。

(6) ポイントの換金はできません。

(7) 複数の emuco のポイントを合算することはできません。

(8) コンピューターシステムや通信回線メンテナンス時には、その場でポイント付与することができない場合があります。その場合はシステム復旧後に付与させていただきます。

(9) ポイント付与の内容は、予告なしに変更させていただく場合があります。変更につきましては、取り扱い各店舗にてお知らせいたします。

第 3 条 (ポイントの有効期限について)

最終お買い上げ日の翌年の次月末までとし、それまでにポイント加算が無い場合、ポイントは消滅するものとなります。emuco 電子マネーサービスは引き続き有効となります。

第 4 条 (emuco の紛失・破損・盗難・再発行等)

(1) 紛失、または盗難にあった場合は速やかに当社へご連絡ください。

(2) 再発行は本人からの請求であると確認できた場合に行います。再発行後に紛失された emuco を発見されてもご利用できませんので破棄してください。(再発行時には発行手数料 100円(税込)を申し受けします。)

(3) 再発行された場合、今までのポイントは新しい emuco に移行されます。

(4) emuco の紛失・盗難・不正利用等により生ずるポイントの損害につきまして、当社は一切その責任を負うことができませんので、予めご了承ください。

第 5 条 (お買上商品返品時の処理)

emuco ご利用のお買上商品を返品される場合は、必ず emuco とレシートをご提示ください。当該商品のお買上時に付与したポイントを差し引かせていただきます。

第 6 条 (規約の改定)

当社は、この emuco 規約の全部または一部の内容を予告なしに変更、追加、廃止することがあります。変更等につきましては、取り扱い各店舗にてお知らせいたします。

emuco 電子マネーサービス利用規約

第1条 (目的)

本規約は、emuco に付帯する「電子マネーサービス」について規定するものであり、emuco 会員は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条 (定義)

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

(1) emuco 電子マネー(以下「電子マネー」という)とは、当社が発行する emuco を介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。

(2) emuco 電子マネーサービス(以下「電子マネーサービス」という)とは、emuco 会員が当社の電子マネーサービス利用店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品・役務(以下「商品等」という)の対価の全部、または一部の支払いとして、当社所定の方法により emuco にチャージされた電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。

(3) チャージとは、第3条に定める方法により、emuco 会員がカードに電子マネーを加算することをいいます。

(4) 電子マネー残高とは、emuco 会員が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

第3条 (チャージ)

emuco 会員は、当社所定の場所、方法にて、emuco に 1,000 円以上 1,000 円単位、1 回当たり 49,000 円までチャージすることができ、1 枚の emuco に対して、上限 100,000 円まで繰り返しチャージできるものとします。

また、上記金額に加えて、次の通り emuco に金額を付与できるものとします(以下、付与する金額を「プレミアム」という)。プレミアムは当社のキャンペーン等で emuco 会員のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。プレミアムは 1 枚の emuco に対して 10,000 円以下と致します。1 枚の emuco に蓄積できる上限額は、プレミアムを含め 110,000 円です。

第4条 (emuco 電子マネーサービスの利用)

(1) emuco 会員は、当社電子マネーサービス利用店で電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受ける事ができるものとします。但し、各種ギフト券、商品券、ハガキ、切手、店頭販売等、その他当社が別途定める一部商品については、支払いの対象外となります。

(2) emuco 会員が当社で電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、電子マネー残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。

(3) emuco 会員は、当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金、その他の支払方法と電子マネーを併用することができるものとします。電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、emuco 会員はその不足額を当社が定める方法により支払うものとします。

(4) emuco 会員が当社において、商品等の購入または提供を受ける場合に、利用できる emuco カードの枚数は 1 枚に限りです。

(5) emuco 会員は電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。

万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、emuco 会員は当該電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第5条 (emuco 電子マネー残高)

電子マネー残高は、電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、当社ホームページ、ご相談窓口(ポイントカードセンター)へのお問い合わせにて照会することができるものとします。またスマートフォン等、当社所定の方法で残高の他利用履歴を確認することができます。

但し、システムの都合上、表示できる内容、件数は当社の定めるところによります。照会に際しての電話料金及びインターネット利用代金等は emuco 会員のご負担となります。

第6条 (emuco 資格の有効期限・emuco 資格喪失後の残高取扱)

(1) emuco 会員は、最後に電子マネーサービスを利用した日、または最後にチャージした日から 2 年後の日をもって自動的に電子マネーサービスが利用出来なくなります。また、emuco は電子マネー残高の有無によらず無効となり、電子マネー残高の払い戻しはできないものとします。

(2) emuco の有効期限は、ご利用されたレシートの印字等でも確認できます。電子マネーサービスを利用した日、及び最後にチャージした日は、レシートの他スマートフォン、当社ホームページ、当社ご相談窓口へのお問合せにて照会することができるものとします。照会に際しての電話料金及びインターネット利用代金等は emuco 会員のご負担となります。

第7条 (emuco 電子マネーの合算及び移行)

(1) 複数の emuco の電子マネー残高を合算することはできないものとします。

(2) emuco 会員は当社が認めた場合を除き、emuco の電子マネーを他のカードに移行することはできないものとします。

第8条 (emuco 電子マネーサービスの利用ができない場合)

emuco 会員は次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、電子マネーサービスを利用すること、ならびに電子マネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

(1) 当社電子マネー利用店が、電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合、及びシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

(2) emuco の破損、または当社電子マネー利用店の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。

(3) その他やむを得ない事由のある場合。

第9条 (換金等不可)

第17条の場合を除き、電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第10条 (emuco の破損・汚損・磁気不良時の再発行等)

当社が認めて emuco が再発行された場合、当社所定の方法で照会された電子マネー残高は、再発行された emuco に引き継がれるものとします。この場合、emuco 会員に当社所定の発行手数料は無償といたします。

第11条 (emuco の紛失・盗難等による再発行等)

(1) 紛失・盗難により、当社が認めて emuco が再発行された場合、当社で emuco の利用停止措置が終了した時点の電子マネー残高が、再発行された emuco に引き継がれるものとします。

(2) emuco 会員が emuco の紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに、おおよそ 5 日程度を要することを emuco 会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に電子マネー残高を第三者により利用された場合、または、その他何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

(3) emuco 会員が紛失・盗難届出時に電子マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難した emuco に残ったまま emuco 有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(4) emuco 会員が利用申込書への記載登録間違いや、利用資格喪失等の理由により、当社で emuco の再発行ができない場合、電子マネー残高は引き継げないものとします。

(5) emuco 会員は emuco の再発行に伴い、当社所定の発行手数料を支払うものとします。

いものとします。)

第 12 条 (不正使用等の禁止)

emuco 会員は emuco の偽造・変造・改ざん、その他の不正な方法による使用をすることはできません。また、emuco 会員が本規約に違反したとき、当社は当該 emuco 会員に対し電子マネーサービスを終了できるものとします。また、本規約に違反した事により当社及び他の利用者またはそれ以外の第三者に損害を与えた場合、その損害賠償の請求を行うことがあります。

第 13 条 (貸与等の禁止)

emuco 会員は、emuco を他人に貸与もしくは譲渡、または質入れ等の担保に供する事はできません。

第 14 条 (退会及び電子マネーサービスの停止)

(1) emuco 会員は電子マネー残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社所定の一定期間が経過したときに、電子マネーサービスが利用できなくなります。

(2) emuco 会員が本規約に違反したとき、及び emuco の利用状況に照らして、サービス利用者として不適当と当社が判断したときは、当該 emuco 会員に対して、事前に通知または催告することなく電子マネーサービスを停止する場合があります。この場合、当該 emuco 会員の電子マネー残高は返還しないものとします。

(3) emuco 会員が死亡した場合には、emuco を利用できなくなります。この場合、電子マネー残高は失効し、現金の払い戻しも行われぬものとします。

第 15 条 (当社との紛議)

(1) emuco 会員が、電子マネーサービスを利用して購入、または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、emuco 会員と当社との間で解決するものとします。

(2) 前項の場合においても、emuco 会員は当社に対し、電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第 16 条 (規約の変更)

(1) 当社は、この emuco 規約の全部または一部の内容を予告なしに変更、追加、廃止することがあります。変更等につきましては、取り扱い各店舗にて知らせいたします。また、当該告知後、emuco 会員がチャージ、電子マネーサービスを利用した商品等の購入、電子マネー残高の照会をした場合には、当社は、emuco 会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

(2) 前項の告知がなされた後、emuco 会員が退会することなく 1 ヶ月が経過した場合には、当社は emuco 会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 17 条 (emuco 電子マネーサービスの終了)

(1) 当社は、次のいずれかの場合には、emuco 会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。

①社会情勢の変化

②法令の改廃

③その他当社のやむを得ない都合による場合

(2) 前項の場合、法令に基づき、emuco 会員は当社の定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。但し、当社が前項の通知を行ってから、法律で定められた一定期間を経過した場合には、emuco 会員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第 18 条 (制限責任)

第 8 条に定める理由、及びその他の理由により、emuco 会員が電子マネーサービスを利用することができないことで当該 emuco 会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。但し、逸失利益について、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わぬ

【利用者資金の保全方法に関するお知らせ】

資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨：

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容：

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：金銭による供託

【ご相談窓口】

emuco 電子マネーに関するお問合せ、ご相談等は、下記までご連絡ください。

<カードに関するお問合せ先>

株式会社エムジー

〒601-1123 京都府京都市左京区静海市原町 357-1

TEL：075-741-1122 (10:00~17:00 土日祝日・休業日を除く)